

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年9月27日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 464 322 496">附 則</p> <p data-bbox="197 539 976 571">（平成23年度から平成25年度までの各年度における給与の特例）</p> <p data-bbox="156 576 1111 1058">3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）附則第4項及び第5項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当及び地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）の額は、平成23年度から平成25年度までの各年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条並びに第4条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成25年香川県規則第53号）の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」とする。</u></p>	<p data-bbox="1218 464 1305 496">附 則</p> <p data-bbox="1180 539 1960 571">（平成23年度から平成25年度までの各年度における給与の特例）</p> <p data-bbox="1140 576 2094 946">3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額並びに管理職手当及び地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）の額は、平成23年度から平成25年度までの各年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条並びに第4条第1項の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」とする。</u></p>

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。